

# 山梨県公報

号外第三十五号

令和八年

十月十六日

金曜日

## 目次

### 条 例

○山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

○山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

## 条例のあらまし

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（人事課）

1 一般職の国家公務員の休暇制度の改定に鑑み、官公署出頭休暇の対象に、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（産業振興課）

1 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の施行に鑑み、回収納付金を受け取る権利の放棄が可能となる場合に、早期事業再生計画に基づいて求償権の放棄を行う場合を追加することとした。

2 この条例は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（建築住宅課）

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の手数料を定めることとした。

(一) 特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

(二) 特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

2 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

# 条 例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

## 山梨県条例第四十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

一 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）別表二の項

二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）別表二の項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

#### 山梨県条例第四十五号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（令和七年山梨県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該早期事業再生計画に係る同法第十一条に規定する権利変更議案に対し、同法第二十条第一項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

#### 附 則

この条例は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十六号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三百三十七条の十二第二項」を「第三百三十七条の十二第七項」に改める。

別表第七中六十八の項を七十の項とし、六十四の項から六十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表六十三の項中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第二項」に改め、同項を同表六十五の項とし、同表六十二の項中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十一の項を六十三の項とし、三十四の項から六十の項までを二項ずつ繰り下げ、三十三の項の次に次のように加える。

|                                                                                |                                                    |        |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| 三十四 法第六十条の四第一項第三号の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 十七万五千円 |
| 三十五 法第六十条の四第二項ただし書の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査       | 特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料        | 十七万五千円 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

（山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（令和八年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち別表第七の改正規定中「三十六の項」を「三十三の項まで及び三十六の項から三十八の項」に、「同表三十七の項及び三十八の項」を「同表三十九の項及び四十の項」に、「同表三十九の項」を「同表四十一の項」に、「同表四十の項から四十二の項」を「同表四十二の項から四十四の項」に、「同表四十三の項」を「同表四十五の項」に、「同表四十四の項及び四十五の項」を「同表四十六の項及び四十七の項」に、「同表四十六の項」を「同表四十八の項」に、「同表四十七の項」を「同表四十九の項」に、「同表四十八の項」を「同表五十の項」に、「同表四十九の項」を「同表五十一の項」に、「同表五十の項」を「同表五十二の項」に、「同表五十一の項」を「同表五十三の項」に、「同表五十二の項」を「同表五十四の項」に、「同表五十三の項」を「同表五十五の項」に、「同表五十四の項」を「同表五十六の項」に、「同表五十五の項」を「同表五十七の項」に、「同表五十六の項から五十九の項」を「同表五十八の項から六十一の項」に、「同表六十の項」を「同表六十二の項」に、「同表六十一の項」を「同表六十三の項」に、「同表六十二の項から六十四の項」を「同表六十四の項から六十六の項」に、「同表六十五の項」を「同表六十七の項」に、「同表六十六の項」を「同表六十八の項」に、「同表六十七の項及び六十八の項」を「同表六十九の項及び七十の項」に改める。